

さいたま市規則第1号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(有害大気汚染物質)</p> <p>第17条 条例第36条第4号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u></p> <p>(5)～(17) [略]</p> <p style="text-align: center;">(汚水等に係る人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質)</p> <p>第18条 条例第36条第5号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p>(28) <u>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u></p> <p>(29) [略]</p> <p style="text-align: center;">(特定有害物質)</p> <p>第61条 条例第76条の規則で定める物質は、次の各号に掲げる環境の自然的構成要素の区分に応じ、当該各号に定める物質とする。</p> <p>(1) 土壌 第18条第1号から第15号まで、<u>第17号から第26号まで及び第28号</u>に掲げる物質</p> <p>(2) 水 前号に掲げる物質並びに第18条第16号及び第29号に掲げる物質</p> <p>別表第5（第22条、第41条関係） 有害大気汚染物質に係る規制基準</p> <p>(1) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(有害大気汚染物質)</p> <p>第17条 条例第36条第4号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>クロロエチレン（以下「塩化ビニル」という。）</u></p> <p>(5)～(17) [略]</p> <p style="text-align: center;">(汚水等に係る人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質)</p> <p>第18条 条例第36条第5号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p>(28) <u>塩化ビニルモノマー</u></p> <p>(29) [略]</p> <p style="text-align: center;">(特定有害物質)</p> <p>第61条 条例第76条の規則で定める物質は、次の各号に掲げる環境の自然的構成要素の区分に応じ、当該各号に定める物質とする。</p> <p>(1) 土壌 第18条第1号から第15号まで<u>及び第17号から第26号まで</u>に掲げる物質</p> <p>(2) 水 前号に掲げる物質並びに第18条第16号、<u>第28号及び第29号</u>に掲げる物質</p> <p>別表第5（第22条、第41条関係） 有害大気汚染物質に係る規制基準</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 前号の許容限度は、温度が摂氏20度であつて圧力が1気圧の状態に換算した大気1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる有害大気汚染物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	有害大気汚染物質の種類	許容限度
[略]		
4	<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	[略]
[略]		

備考

1・2 [略]

3 測定方法は、次に定めるとおりとする。

項	有害大気汚染物質の種類	測定方法
[略]		
4	<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	[略]
[略]		

別表第18 (第65条関係)

土壤の汚染に係る基準 (溶出量)

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
26	[略]	
27	<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム

備考 [略]

別表第20 (第69条関係)

地下水の汚染に係る基準

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
27	<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	[略]
[略]		

備考 [略]

(2) 前号の許容限度は、温度が摂氏20度であつて圧力が1気圧の状態に換算した大気1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる有害大気汚染物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	有害大気汚染物質の種類	許容限度
[略]		
4	<u>塩化ビニル</u>	[略]
[略]		

備考

1・2 [略]

3 測定方法は、次に定めるとおりとする。

項	有害大気汚染物質の種類	測定方法
[略]		
4	<u>塩化ビニル</u>	[略]
[略]		

別表第18 (第65条関係)

土壤の汚染に係る基準 (溶出量)

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
26	[略]	

備考 [略]

別表第20 (第69条関係)

地下水の汚染に係る基準

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
27	<u>塩化ビニルモノマー</u>	[略]
[略]		

備考 [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。